

# 既存の金融仲介業者と金融サービス仲介業者 との主な規制比較

2025 年 9 月 9 日

一般社団法人日本金融サービス仲介業協会

## 1. 銀行

項目	銀行代理業者	金融サービス仲介業者（預金等媒介業務）
1. 参入規制	許可	登録
2. 仲介行為	代理または媒介	媒介
3. 財産的基準	純資産500万円以上（法人） 開業後3事業年度適用	保証金供託（初年度1,000万円）
4. 兼営兼業規制	承認	なし
5. 取扱商品	制限なし	「高度に専門的な説明を必要とする商品」不可
6. 金銭等受入れ	可	不可
7. 手数料等（注）、 資本・人的・委託関係 等の開示	なし	あり
8. アームズ・ レンジス・ルール	あり	なし
9. 責任者の配置・ 業務経験要件	① 本社に法令等遵守統括責任者 ② 各営業所等に、原則、法令等遵守責任者 ※ 貸付の代理媒介業務を行う場合には貸付業務 実務経験を有する者	同左  ※ 貸付の媒介業務を行う場合には貸付業務実務 経験を有する者
10. 自主規制機関	なし	日本金融サービス仲介業協会（JFIM）

（注）委託元金融機関等から受領する手数料等。以下同じ。

## 2. 保険

項目	保険募集人（乗合代理店）（参考）	金融サービス仲介業者（保険媒介業務）
1. 参入規制	登録	登録
2. 仲介行為	代理または媒介	媒介
3. 財産的基準	なし	保証金供託（初年度1,000万円）
4. 取扱商品	制限なし	「高度に専門的な説明を必要とする商品」不可
5. 金銭等受入れ	可	不可
6. 手数料等、資本・ 人的・委託関係等の開示	なし	あり
7. 主な行為規制、禁止 行為	① 情報提供義務 ② 比較推奨義務（比較可能な商品の概要の明示、客観的な基準・理由に基づく特定の商品の提示・推奨理由の説明） ③ 顧客の意向把握・確認義務 ④ 禁止行為（虚偽説明、不告知教唆、特別の利益提供等）	同左（保険業法を準用）
8. 主な体制整備義務	社内規則の策定、役職員に対する研修の実施等	同左（金サ法26条、金サ業等府令35条）
9. 帳簿書類・事業報 告書の作成等	大規模な特定保険募集人は、帳簿書類を備付け・保存、事業報告書を作成・提出	帳簿書類を備付け・保存、事業報告書を作成・提出・公表

項目	保険募集人（乗合代理店）	金融サービス仲介業者（保険媒介業務）
10. 保険募集人・保険媒介人の資格/登録・届出	<p>(1) 資格</p> <p>① 生命保険協会「一般課程試験」</p> <p>② 日本損害保険協会「一般試験」</p> <p>③ 日本少額短期保険協会「少額短期保険募集人試験」等の合格者</p> <p>※ 生保：試験前に生命保険会社の研修受講(要件)</p> <p>(2) 更新制度</p> <p>生保：なし 損保：5年の更新制 少短：なし</p> <p>(3) 生命・損保は、各協会を通じて管轄財務局に保険募集人の登録・届出。少短は、直接管轄財務局に保険募集人の登録・届出</p>	<p>(1) 資格</p> <p>保険媒介人は、業務・取扱う保険商品の種類に応じ左記試験の合格者であって、かつJFIM「保険媒介人事前研修受講修了者」</p> <p>(2) 更新制度</p> <p>なし</p> <p>(3) 届出</p> <p>JFIMを通じて管轄財務局に保険媒介人の届出</p>
11. 自主規制機関	なし	JFIM

#### (参考) 改正保険業法の概要

保険業法の一部を改正する法律案が、2025年5月30日に成立し、公布の日（2025年6月6日）から1年以内に施行が予定されています。概要次のとおり。

#### 1. 特定大規模乗合損害保険代理店に対する体制整備義務の強化等

- ① 保険募集の業務を行う営業所または事務所ごとに法令等遵守責任者の設置
- ② 本店または主たる事務所に統括責任者の設置
- ③ 苦情の適切かつ迅速な処理のために必要な苦情処理体制の整備
- ④ 内部通報・内部監査体制の構築

※ 上記につき、生命保険代理店に対しても、政令にて上記と同じ措置を規定（予定）

（改正保険業法294条の4関係）

## 2. 保険会社等に対する体制整備義務の強化

保険会社等に対して、自動車修理業などを兼業している兼業特定保険募集人に関する、顧客の利益が不当に害されないよう、業務の適切な管理その他の必要な体制整備の義務付け

※ 内閣府令にて、損害保険代理店の上記の体制整備状況の監視および保険金支払管理部門と営業部門の適切な分離等を規定（予定）  
(改正保険業法100条の2の2、193条の2および第271条の21の3関係)

## 3. 保険会社等から保険契約者等への過度な便宜供与の禁止

保険会社・保険募集人の禁止行為に関して、対象につき保険契約者または被保険者と密接な関係を有する者を、行為につき取引上の社会通念に照らし相当であると認められない物品の購入や役務の提供（いわゆる便宜供与）を追加

(改正保険業法300条、301条および301条の2関係)

## 4. 保険仲立人の供託金の最低金額の引下げおよび不祥事件に関する届出義務の新設

保険仲立人について、政令にて供託金の最低金額の引下げ等の規制緩和を図る一方、内閣府令にて新たに不祥事件に関する届出義務を課す予定

(改正保険業法290条関係)

### 3. 証券

項目	金融商品仲介業者	金融サービス仲介業者（有価証券等仲介業務）
1. 参入規制	登録	登録
2. 仲介行為	媒介	媒介
3. 財産的基準	なし	保証金供託（初年度1,000万円）
4. 取扱商品	制限なし	「高度に専門的な説明を必要とする商品」不可
5. 金銭等受入れ	不可	不可
6. 手数料等、資本・人的・委託関係等の開示	なし	あり
7. 役員の資格要件	役員・取締役（外務員資格試験合格者（注））	同左
8. 内部管理統括責任者	なし（内部管理等の責任者等は外務員資格試験合格者）	JFIMに、原則役員を登録
9. 営業責任者・内部管理責任者	なし（内部管理等の責任者等は外務員資格試験合格者）	① 各営業所等・営業単位に配置 ② 外務員資格試験合格者
10. 広告審査担当者	なし	外務員資格試験合格者
11. 外務員の登録・資格制度	① 日本証券業協会に登録 ② 外務員資格試験合格者 ③ 5年の更新制	① JFIMに登録 ② 外務員資格試験合格者かつJFIM「外務員資格更新研修受講修了者」 ③ 5年の更新制
12. 自主規制機関	なし	JFIM

（注）外務員資格試験合格者：日本証券業協会「一種・二種外務員資格試験合格者等」

## 4. 貸金業

項目	貸金業者（金銭の貸借の媒介のみを行う貸金業者）	金融サービス仲介業者（貸金業貸付媒介業務）（注2）
1. 参入規制	登録（3年ごとに更新）	登録
2. 仲介行為	媒介	媒介
3. 財産的基準	純資産額5,000万円以上	保証金供託（初年度1,000万円）
4. 兼営兼業規制	なし	なし
5. 取扱商品	制限なし	「高度に専門的な説明を必要とする商品」不可
6. 金銭等受入れ	可	不可
7. 手数料等、資本・人的・委託関係等の開示	なし	あり
8. 貸金業務取扱主任者	配置（資格試験合格者）（注1）	—
9. 貸付け業務経験者の配置	① 常務に従事する役員（3年以上業務経験） ② 各営業所等に常勤の役職員（1年以上業務経験）	同左
10. 自主規制機関	日本貸金業協会	JFIM

(注1) 金銭の貸借の媒介のみを行う貸金業者は、金銭の貸付けを行う貸金業者と同様の参入規制および業規制が課せられている。

(注2) 金融サービス仲介業者は、貸金業貸付媒介業務として、貸付けに関する次の業務のうち、貸金業者から委託を受けて①の業務を行うことができる（②から④の業務は、貸金業貸付媒介業務には該当しない）。

- ① 貸付け契約の締結の勧誘、商品説明、条件交渉、申込の受付等および審査
- ② 貸付けの審査・判断および実行
- ③ 期中管理
- ④ 債権回収

以 上